

平成22年度

風力発電系統連系受付要領
(一般枠)

平成22年5月11日

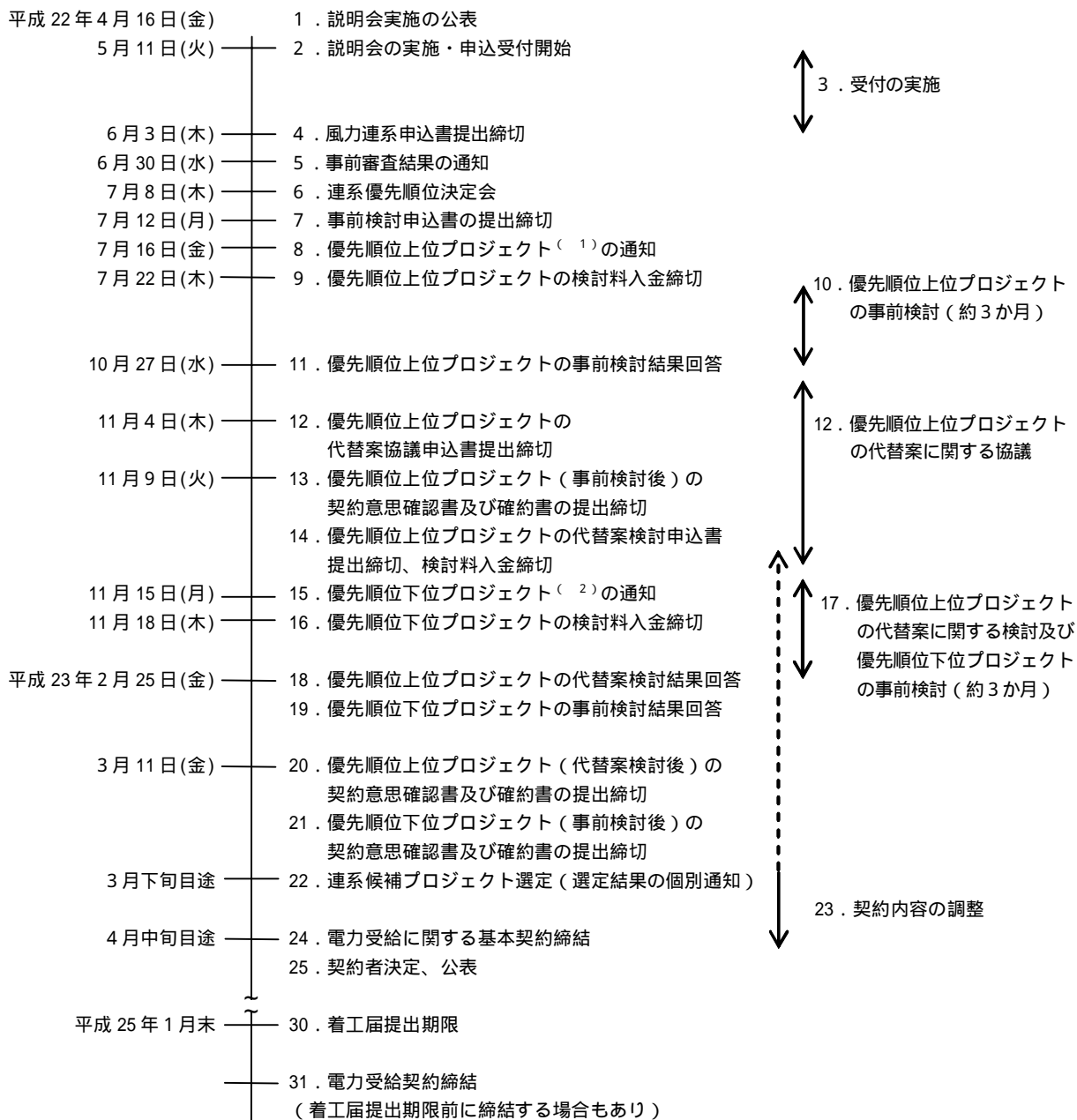
九州電力株式会社

目 次

受付スケジュール	2
1 スケジュール	2
2 受給開始までのフロー	3
申込みの受付	6
1 申込資格	6
2 申込方法	7
3 その他	10
系統連系に関する事項	11
1 風力発電電力の輸送電圧及び当社系統への連系電圧	11
2 連系点	11
3 建設主体	11
4 電圧変動等対策	11
連系優先順位決定会	12
1 日時及び場所	12
2 参加資格	12
3 決定方法	12
4 その他	12
連系候補プロジェクトの選定	13
1 事前検討	13
2 優先順位上位プロジェクトの代替案の協議及び検討	15
3 契約意思の確認	16
4 確約書の提出	16
5 選定方法	17
6 選定結果の通知	17
契約者の決定	18
1 契約の要件	18
2 主な契約書の種類	19
3 電力受給に関する基本契約書の主な内容	20
4 電力受給契約書の主な内容	23
5 アクセス設備工事申合せ書の主な内容	24
6 給電運用申合せ書の主な内容	24
7 風力アクセス設備の保守・管理の運用に関する覚書の主な内容	24
8 工事費負担金の取扱い	25
既契約のプロジェクトが辞退した場合等の再検討の取扱い	26
その他	27
(別紙)	
1 風況実観測データにおける観測地点の条件について	28
2 電圧変動対策(SVC装置)が必要となる可能性が高い地域、送電線の容量制約のある系統	29
3 発電機出力抑制が必要となる可能性が非常に高い系統	30
4 別プロジェクトとの敷地重複のガイドライン	31
5 鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについての取扱い	32
(様式)	
1 事前検討申込書	33
2 代替案協議申込書	34
3 代替案検討申込書	35
4 契約意思確認書	36
5 確約書	37
6 再検討申込書	38

受付スケジュール

1 スケジュール



契約者決定までに契約者の定格出力合計が募集規模に満たない場合は、当社は、連系優先順位に従って、別途事前検討を追加実施することがあります。

また、都合により上記スケジュールを変更する場合があります。

(1) 優先順位上位プロジェクトとは、「事前検討申込書」で事前検討を希望するプロジェクトのうち、連系優先順位が最上位のプロジェクトから順次その定格出力を累計し、その累計が 20 万 kW に達するまでのプロジェクト。

(2) 優先順位下位プロジェクトとは、「事前検討申込書」で事前検討を希望するプロジェクトのうち、優先順位上位プロジェクトの事業者が事前検討結果を受けて辞退した場合に、その辞退プロジェクトの合計出力以上を、優先順位上位プロジェクト以外から、連系優先順位に従って追加選定したプロジェクト。

(注 1) 地域枠および研究・教育枠の応募が募集規模に未達となった場合は、その未達分を一般枠の募集規模に加算します。

(注 2) 鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについては、別途追加書類の提出が必要となります。詳細は別紙 5 を参照ください。

2 受給開始までのフロー

項目	内容	対応窓口
1. 説明会実施の公表	平成 22 年度風力発電系統連系説明会の実施を公表しました。	
2. 説明会の実施	本受付要領に基づき受付条件、選定方法等について説明します。	本店 営業部 電力購入グループ
3. 受付の実施	連系優先順位決定会に参加するための風力連系申込書を提出していただきます。	本店 営業部 電力購入グループ
4. 風力連系申込書提出締切	締切後は新たなプロジェクトは受付けません。	
5. 事前審査結果の通知	本受付要領に基づいた申込みがされているか審査し、結果を郵送等でお知らせします。	
6. 連系優先順位決定会	抽選方式により連系優先順位を決定します。	
7. 事前検討申込書提出	各事業者は、締切までに事前検討申込書の提出を行っていただきます。	
8. 優先順位上位プロジェクトの通知	優先順位上位プロジェクトの選定結果についてお知らせします。	本店 工務部 設備計画グループ 本店 配電部 配電自動化グループ
9. 優先順位上位プロジェクトの検討料入金締切	締切までに検討料を入金していただきます。	
10. 優先順位上位プロジェクトの事前検討	各プロジェクトの管轄支店で事前検討を実施します。	本店 営業部 電力購入グループ 本店 工務部 設備計画グループ 本店 配電部 配電自動化グループ
11. 優先順位上位プロジェクトの事前検討結果回答	優先順位上位プロジェクトに対し、連系可能規模、系統連系にあたっての諸条件及び工事費負担金の見積額をお知らせします。	
12. 優先順位上位プロジェクトの代替案協議申込書提出、代替案協議	当社が指定する条件に該当する場合にのみ、優先順位上位プロジェクトの代替案協議申込みを受け、協議を行います。締切までに代替案協議申込書を提出いただきます。	
13. 優先順位上位プロジェクト（事前検討後）の契約意思確認書、確約書提出及び連系保証金の預託	優先順位上位プロジェクトに対し、検討結果に基づき、契約締結の意思を確認します。締切までに契約意思確認書及び確約書を提出いただくとともに、連系保証金を預託していただきます。	
14. 優先順位上位プロジェクトの代替案検討申込書を締切までに行ってください。あわせて、検討料を入金していただきます。	優先順位上位プロジェクトの代替案検討申込みを締切までに行ってください。あわせて、検討料を入金していただきます。	
15. 優先順位下位プロジェクトの通知	優先順位下位プロジェクトの選定結果についてお知らせします。	
16. 優先順位下位プロジェクトの検討料入金締切	締切までに検討料を入金していただきます。	
17. 優先順位上位プロジェクトの代替案に関する検討及び優先順位下位プロジェクトの事前検討	優先順位上位プロジェクトの代替案及び優先順位下位プロジェクトの事前検討について、各プロジェクトの管轄支店で検討を実施します。 なお、代替案検討の結果が、必ずしも連系可能、連系量増加または工事費負担金減額になるとは限りません。 また、代替案の検討は1回のみとし、検討後の更なる代替案の検討は行いません。	本店 工務部 設備計画グループ 本店 配電部 配電自動化グループ

項目	内容	対応窓口
18. 優先順位上位プロジェクトの代替案検討結果回答	連系可能規模、系統連系にあたっての諸条件及び工事費負担金の見積額をお知らせします。	本店 営業部 電力購入グループ 本店 工務部 設備計画グループ 本店 配電部 配電自動化グループ
19. 優先順位下位プロジェクトの事前検討結果回答		
20. 優先順位上位プロジェクト（代替案検討後）の契約意思確認書、確約書提出及び連系保証金の預託	代替案検討結果に基づき、契約締結の意思を確認します。 締切までに契約意思確認書及び確約書を提出いただくとともに、連系保証金を預託していただきます。	
21. 優先順位下位プロジェクト（事前検討後）の契約意思確認書、確約書提出及び連系保証金の預託	検討結果に基づき、契約締結の意思を確認します。 締切までに契約意思確認書及び確約書を提出いただくとともに、連系保証金を預託していただきます。	
22. 連系候補プロジェクト選定（選定結果の個別通知）	連系候補プロジェクトの選定結果について、個別に通知します。	
23. 契約内容の調整	連系候補プロジェクトを実施する風力発電事業者に対する最終的な契約内容の調整を行います。	
24. 電力受給に関する基本契約締結及び契約保証金の預託	電力受給に関する基本合意を行い、契約保証金を預託していただきます。	
25. 契約者決定、公表	契約対象となったプロジェクトについて公表します。	
26. アクセス設備工事申合せ書の締結	アクセス設備の建設に関する申合せ書を締結します。	管轄支店（注）
27. 工事費負担金契約書の締結	系統連系に関する工事費負担金の支払等を定めた契約書を締結します。	
28. 工事費負担金の請求及び入金確認	工事費負担金を請求します。当社は工事費負担金の入金を確認した後、資材発注及び設備工事に着手します。	
29. 当社の設備工事の開始	運用開始予定にあわせ設備工事を行います。	
30. 着工届の提出	風車発注後、速やかに着工届を提出していただきます。	
31. 電力受給契約締結	風力発電からの電力購入に関する契約を締結します。	本店 営業部 電力購入グループ
32. 給電運用申合せ書の締結	給電運用に関する申合せ書を締結します。	
33. 風力アクセス設備の保守・運用に関する覚書の締結	風力アクセス設備の保守・運用に関する覚書を締結します。	
34. 受給開始	設備工事完了後、受給を開始します。	
35. 工事費の精算	当社の設備工事が完成後、速やかに工事費の精算を行います。	

注：管轄支店の窓口については、25.契約者決定、公表の後、速やかにお知らせします。

電力受給に関する基本契約締結以降、電力受給契約締結までに下記の手続等をしていただきます。

項目	内容	対応窓口
1．申請書類の提出	電力使用申込書（当社からの電力供給契約についての申込書）、系統連系申込書（当社電力系統との系統連系にかかわる申込書）を提出いただきます。	管轄支店
2．電力需給契約書の締結	当社からの電力供給に関する契約書を締結します。	
3．発電設備系統連系サービス契約書の締結	風力発電設備の系統連系に関する契約書を締結します。	

注：既に契約があり、契約内容に変更のない場合等、手続が不要な場合もあります。

申込みの受付

1 申込資格

(1) 対象

平成23年度から平成26年度に運用開始が可能な風力発電設備で、平成25年1月末までに着工^(*)できるもの。

ただし、法令または条例により、環境アセスメントが義務付けられている場合は、当社との協議により環境アセスメント期間相当の着工期限、運用開始期限を延伸できるものとします。

また、契約者決定までに契約者の定格出力合計が募集規模に満たず、当社が連系優先順位に従って、別途事前検討を追加実施したプロジェクトについても、1年以内に限り着工期限、運用開始期限を延伸できるものとします。

着工^(*)後は速やかに風車本体の購入契約書の写し、または風車本体の発注依頼書の写し等風車本体の発注が確認できるものを添付のうえ「着工届」を提出していただきます。着工届提出期限（平成25年1月末）までに着工届の提出がない場合は基本契約を解除できるものとします。

(*)「着工」とは、風車本体の発注のことを指します。

建設予定地点において1年以上の風況実観測データを有しているもの。（風況観測の地点は、単機の場合は風車設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることとし、具体的な観測地点の範囲は、別紙1のとおりとします。）

環境影響、その他法規制の机上調査及び地元自治体との事前調整を実施しているもの。

具体的な資金調達計画を立案しているもの。（金融機関等から借入を予定している場合は、資金調達に向けて金融機関等と協議が整っている資料または金融機関等の貸出意思のあることが確認できる資料を添付していただきます。）

鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについては、平成22年4月1日に施行された「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に適合することを要件とします。具体的な取扱いについては別紙5（平成22年4月16日当社HP公表資料）のとおりとします。

ただし、事業目的でない風力発電設備^(注1)および小規模風力（定格出力合計20kW未満）については、～の要件を満たさなくても申込みは可能とします。

(注1) 事業目的でない風力発電設備とは需給契約電力^(注2)と受給最大電力^(注3)との見合いにより、需給契約電力受給最大電力となるものをいいます。

(注2) 需給契約電力とは、供給地点において当社または特定規模電気事業者等から風力発電事業者が需給する契約電力の最大値(kW)をいいます。

(注3) 受給最大電力とは、受給地点において、風力発電事業者が、当社（または特定規模電気事業者）に対し、契約上供給できる受給電力の最大値(kW)をいいます。

(2) 立地点

○ 以下の当社供給区域内とします。

- 九州本土：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

なお、九州本土には九州本土と連系している離島を含みます。

過去の検討において、電圧変動対策等が必要となった地域を「別紙2、3」に示します。

別紙2に示すエリアにおいては、既に連系が決まっている風力発電事業者による電圧変動が限界に近い状況となっており、新たに風力発電を連系する場合には、電圧変動対策が必要となり、別途対策費用が生じる可能性が非常に高くなります。また、電圧変動対策を実施しても連系できる発電機数が制限される可能性もあります。（連系できない場合を含む）

また、別紙3に示すエリアにおいて高圧系統に連系する場合には、発電機の出力抑制が必要となる可能性が非常に高くなります。

- 九州本土と連系していない離島

随時受付とします。詳細は、「 . 3 その他」(10ページ)をご覧ください。

(3) 募集規模

- 定格出力合計^(注)17万kWを募集します。
ただし、地域枠および研究・教育枠の応募が募集規模（地域枠：3万kW、研究・教育枠：3千kW）に未達となった場合は、その未達分を一般枠に加算します。
- 九州本土と連系していない離島及び小規模風力（定格出力合計20kW未満）については随時受付とし、募集規模には含みません。

(注) 定格出力合計とは、原則として各風力発電設備の定格出力(kW)を合計した値をいいます。
ただし、技術的な制約がある場合等は、抑制後の出力を定格出力とみなします。

(4) その他

- 1風力発電事業者が複数のプロジェクトを申込みの場合は、プロジェクト単位で別々に申込資料を提出していただきます。
- 1風力発電事業者が申込みプロジェクトの合計出力は17万kW以下で、かつ、プロジェクト数は5プロジェクト以内とします。
- 同一プロジェクトの地域枠及び研究・教育枠への重複申込みはできません。
- プロジェクトに必要な用地が他の風力発電事業者のプロジェクトと重複しないように地権者等に事前確認のうえ申込みください。

2 申込方法

(1) 申込資料

- 申込者は本受付要領に従い「風力連系申込書」一式を1プロジェクトにつき正1通、副2通の合計3通作成し、郵送（書留・レターパック）にてご提出ください。なお、ファックス、電子メール、宅配便及び持参での申込資料の提出は受けません。
- 申込みは単独名義としていただきます。
- 電力受給に関する基本契約締結以降に申込人が別会社に権利・義務の承継を予定している場合には、予め申込書別添2にて申告のうえ、申込みから契約の承継に至る手続きを申込人にて行っていただきます。
また、この場合、申込人が当社との一切の権利・義務について責任を負うこととし、契約の承継後についても、承継した会社の責務に関して申込人に連帯保証を行っていただきます。
なお、事業主体が変更となりプロジェクトの同一性がないと当社が判断する場合、また、抽選の公平性を損なうと当社が判断する場合は、権利・義務の承継については承認しないことがあります。
- 風力連系申込書内の提出資料については、該当しないものがあったとしても「該当しない」旨を明記し、全てを提出してください。

なお、項目の欠落がある場合は申込みが無効となることがありますのでご注意ください。

(2) 募集期間

平成22年5月11日（火）（説明会当日）～平成22年6月3日（木）

提出方法は、郵送（書留・レターパック）のみとし、申込書提出締切（平成22年6月3日（木））の消印有効とします。

- (3) 提出先 九州電力株式会社 お客さま本部 営業部 電力購入グループ（風力受付窓口）
〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

なお、当社以外への売電を希望される方、売電先が未定の方については、申込み前に、下記窓口へご連絡ください。

九州電力株式会社 電力輸送本部 ネットワークサービスセンター

住所：〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

電話：092-726-1679（直通）

ファックス：092-732-5672

(4) 申込みの撤回

- 申込後に申込みを撤回される場合は、「辞退届」を提出して下さい。なお、申込撤回後の再申込みは認めません。
- 辞退届に捺印する印は、申込書に捺印された印と同一であることが必要です。

(5) 事前審査

審査内容

- 当社は、申込内容が本要領に基づいているか、確認します。
- 次の事項に該当する場合は、申込みを無効とします。また、申込後に判明した場合も申込みを無効とし、契約締結後に判明した場合には、契約は原則として無効となります。
 - ・ 申込資格を満たさないもの
 - ・ 申込書提出締切後に申込まれたもの
 - ・ 代表者の記名捺印がないもの
 - ・ 必要諸元に記載のない項目があるもの
 - ・ 申込資料に意図的な虚偽の記載があったもの
 - ・ 同一事業者または密接な関係のあるものが同一プロジェクトで複数の申込みをしたもの
 - ・ 申込者の経営状態・経営者、計画内容、現行法制度等から見て、不当な目的のために申込みがなされたと当社が判断したもの、または計画に法律上もしくは事実上実現性がないと当社が判断したもの
 - ・ 当社が所有または地役権等の権利を設定している土地を利用して計画しているもの
 - ・ 当社が過去に実施した風力入札等の仮契約を締結後、解除したプロジェクト等、運用開始の見込みが少ないと当社が判断したもの
 - ・ 本要領に違反したもの
 - ・ その他、当社が事前審査により不適格と判断したもの

審査結果の通知

- 当社の審査完了後、平成22年6月30日（水）までに事前審査結果を通知します
- 当社基準により発電エリアが別事業者と重複していると判断される場合は、対象事業者に対し、重複エリア及び当エリアの他の申込事業者名を通知します。なお、敷地重複に関する当社基準及びその場合の取扱いについては別紙4のとおりです。
- 不合格の場合は理由を付して通知します。
- 事前審査の経過に関する問い合わせ及び事前審査に対する異議申立には応じません。
- 事前審査の結果、合格であっても提出物の内容を当社が保証したわけではありません。
- 申込内容に意図的な虚偽があったと当社が判断した場合は、今後2年間、当該事業者からの当社が実施する風力発電系統連系受付への申込みを受付けません。

(6) その他留意事項

- 申込資料については、具体的な内容を記載してください。(送電線ルートについては、単に発電場所と連系地点を結んだものではなく、現地確認結果に基づき決定した具体的なルートを提出して下さい)
- 申込資料は日本語で記載してください。
- 申込書提出締切後の申込資料の差し替え及び修正は原則として認めません。
- 申込資料は返還しません。
- 申込みの審査にあたっては、必要に応じ、申込資料の内容等の確認のため、説明及び追加資料の提出を要請することがあります。
- 当社は申込資料等の内容その他申込みにかかわる事項について、申込案件の評価以外の目的で使用いたしません。

また、提出いただいた情報については、厳重に管理いたします。

ただし、次の事項については、報道機関等に公表する場合があります。

- ・ 申込まれた件数及び出力
 - ・ プロジェクト名及び事業者名、発電設備の所在地、発電設備の出力、発電設備の運用開始日
 - ・ 辞退となったプロジェクト名及び事業者名
 - ・ その他、事業者の了解を得た事項
- 当社への申込みにかかわる一切の費用は申込者の負担とし、申込者のプロジェクトが決定されなかった場合の損害について、当社はその責めを負いません。

(7) 問い合わせ先(問合せ時間：平日9:00～17:00)

- 電話、ファックス、または来訪による質問等を受付けます。
- 口頭または文書により回答します。
- 質問のうち、重要なものについては、ホームページにより質問及び回答内容を周知します。
(URL：www.kyuden.co.jp/ トップページから「個人のお客さま」「電気料金のご案内」「余剰電力購入メニュー等」「風力発電電力購入について」)

募集全般に関する問い合わせ

九州電力株式会社 お客さま本部 営業部 電力購入グループ(風力受付窓口)

住所：〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

電話：092-761-3031(代表)

ファックス：092-761-7542

技術的な項目に関する問い合わせ(特別高圧連系)

九州電力株式会社 電力輸送本部 工務部 設備計画グループ(風力担当)

住所：同上

電話：同上

ファックス：092-741-8206

技術的な項目に関する問い合わせ(低圧、高圧連系)

九州電力株式会社 お客さま本部 配電部 配電自動化グループ(風力担当)

住所：同上

電話：同上

ファックス：092-712-5236

RPS制度全般に関する問い合わせ

九州電力株式会社 経営企画本部 エネルギー・設備担当 長期エネルギー戦略グループ(風力担当)

住所：同上

電話：同上

ファックス：092-733-1435

3 その他

以下については、随時受付としますので個別にお問い合わせください。

○ 九州本土と連系していない離島

蓄電池等による出力調整を有しない風力発電の受付につきましては、連系申込受付後に個別に実測データや深夜需要の分析を行い、連系可能量を算出します。

また、需給状況によっては出力抑制を行っていただく場合があります。

○ 小規模風力(定格出力合計20kW未満)

<離島及び小規模風力に関する問い合わせ窓口>

九州電力株式会社 お客様本部 営業部 電力購入グループ(風力受付窓口)

住 所 : 〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

電 話 : 092-761-3031(代表)

ファックス: 092-761-7542

系統連系に関する事項

- 当社系統への事前検討は、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、及び当社「系統アクセス基準」、「配電系統連系基準」に基づくとともに、既設設備との協調を図って実施します。また、風力発電事業者の連系設備についても、連系により他のお客さまとの供給信頼度や系統運用等に影響を与えないように、当社設備との協調を図っていただきます。
- 1 風力発電電力の輸送電圧及び当社系統への連系電圧
 - 風力発電電力の輸送電圧及び当社系統への連系電圧は、当社標準電圧としていただきます。
 - 高圧連系については、風力発電設備の定格出力は、原則として2,000kW未満としていただきます。
 - 低圧連系については、風力発電設備の定格出力は、原則として50kW未満としていただきます。
 - 2 連系点
 - 連系点は、当社の電線路または電気所と風力発電事業者の連系設備との接続点とします。具体的には、原則として既設当社送配電線の近傍とし、効率的な設備形成、電力系統の供給信頼度、及びアクセス設備の所要工期等を勘案し、風力発電事業者に確認の上、当社にて決定します。
 - 3 建設主体
 - 風力発電所から連系点に至る連系設備は、風力発電事業者にて建設していただきます。また、既設当社電気設備から連系点までは、当社で建設します。
 - 4 電圧変動等対策
 - 風力連系に伴う電圧変動対策は、連系点より風力発電所側で実施していただきます。ただし、風力発電所側で対策を講じても連系できる発電機数が制限（連系できない場合を含む）され、当社の発電所等での対策が有効と当社が判断した場合には、当社の発電所等に電圧変動対策設備を設置することがあります。

なお、当社の発電所等での対策は、必要な設備容量が大きく、設置費用も高額となる可能性があります。
 - 長距離ケーブルによる連系については、通常の連系と異なり、長距離ケーブルの静電容量に起因する特殊な電気現象が懸念されます。これに対しては、風力発電事業者にて個別に電力系統への影響を検討、評価のうえ対策し、当社系統へ悪影響を及ぼさないことを連系の条件とします。

連系優先順位決定会

- 系統連系希望者の連系優先順位を公平に決定するために、プロジェクト単位での抽選を実施します。
- 1 日時及び場所
平成22年7月8日(木)13:30~
電気ビル本館地下2階8号会議室〔予定〕
 - 2 参加資格
 - 当社が事前審査において合格と判断したプロジェクトを申込んだ風力発電事業者（1事業者につき2名以内）
 - 3 決定方法
 - まず、「本抽選」の札を取る順番を決めるための「予備抽選」を行い、続いて連系優先順位を決めるための「本抽選」を行い、優先順位を決定します。
 - なお、同じ系統に複数のプロジェクトがある場合の連系優先順位は、地域枠、一般枠、研究・教育枠の順とします。
 - 具体的な方法については、連系優先順位決定会当日に説明します。
 - 4 その他
 - 事前審査の合格通知を持参しなければ参加できません。持参なき場合は、当該風力発電事業者のプロジェクトは失格となります。
 - 各風力発電事業者の申込みが確認できるように、予備抽選前に、事業者別（事業者名は記号により表示）の各プロジェクトの発電機定格出力を表示したリストを会場内に提示します。
また、本抽選後、全プロジェクトの連系優先順位が決定したことを確認できるように、風力発電事業者（記号により表示）及び発電設備定格出力を表示したリストを会場内に掲示します。
 - 想定し得ない事象により、再抽選を行うことがあります。
 - 連系優先順位決定会を欠席した申込者のプロジェクトは、全て失格とします。

連系候補プロジェクトの選定

- 「事前検討申込書」で事前検討を希望するプロジェクトの中から、連系優先順位決定会の順位をもとに、事前検討を行うプロジェクトを決定します。事前検討対象プロジェクトの検討料の入金後、技術検討を行い、後述の選定方法に基づき連系候補プロジェクトを選定します。

1 事前検討

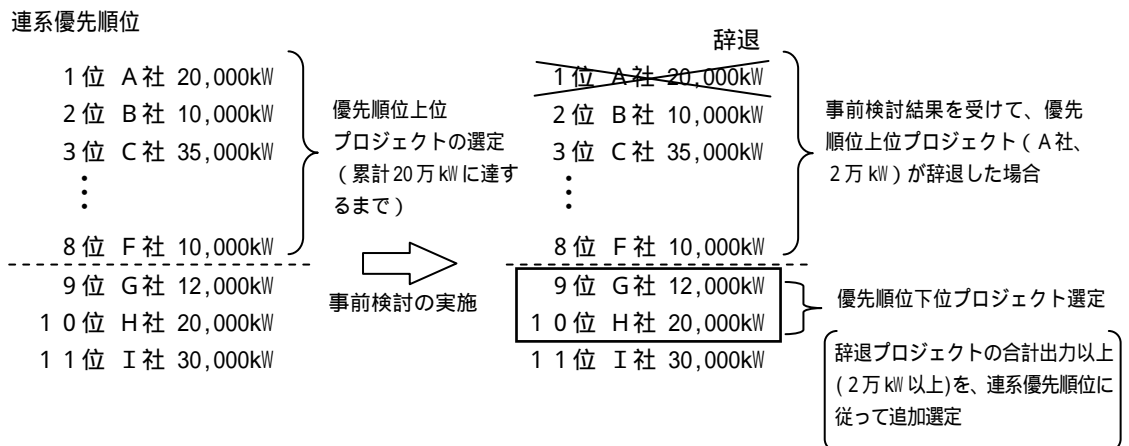
- 風力発電設備を当社の電力系統に連系するにあたっては、系統電圧・周波数への影響や必要となる設備工事の内容等について事前検討が必要です。

(1) 対象

- 「事前検討申込書」で事前検討を希望するプロジェクトの中から、連系優先順位決定会の順位をもとに、以下の手順で、事前検討を行うプロジェクトを選定します。
 - ・ 連系優先順位が最上位のプロジェクトから順次その定格出力を累計し、その累計が20万kWに達するまでのプロジェクトを優先順位上位プロジェクトとし、事前検討の対象とします。
 - ・ 優先順位上位プロジェクトの事業者が事前検討結果を受けて辞退した場合は、その辞退プロジェクトの合計出力以上を、優先順位上位プロジェクト以外から、連系優先順位に従って追加選定します。追加選定した当該プロジェクトを優先順位下位プロジェクトとし、事前検討の対象とします。なお、優先順位上位プロジェクトに辞退が発生しなかった場合は、優先順位下位プロジェクトの選定は行いません。

ただし、地域枠および研究・教育枠の応募が募集規模（地域枠：3万kW、研究・教育枠：3千kW）に未達となった場合は、その未達分を一般枠に加算します。

[優先順位上位プロジェクト、優先順位下位プロジェクトの選定方法イメージ]



(2) 申込方法

- 各事業者は、事前検討を希望する場合、希望しない場合いずれも、様式1「事前検討申込書」に必要事項を記入し、当社風力受付窓口まで郵送（書留・レターパック）にてご提出ください。提出方法は郵送のみとし、申込締切日（平成22年7月12日（月））の消印有効とします。
- 期限日までに「事前検討申込書」を提出されなかった場合は、事前検討対象プロジェクト選定の対象外とします。

(3) 事前検討対象プロジェクト選定結果の通知

- 選定結果の通知は、以下の日を目途にお知らせします。
優先順位上位プロジェクト：平成22年7月16日（金）
優先順位下位プロジェクト：平成22年11月15日（月）
- なお、優先順位上位・下位プロジェクトにおいて、連系点が重複するプロジェクトが選定され、複数事業者の共同設備による連系が有効であると当社が判断した場合は、選定結果とともに、共同設備による連系を提案します。
連系点が重複する事業者全ての合意が得られた場合には、各事業者の申込内容による事前検討に加え、共同設備連系についても検討を行います。なお、共同設備の仕様については、事業者間で速やかに調整の上、提示していただきます。

(4) 検討料の支払い

- 事前検討にあたっては、検討料をいただきます。金額は1検討につき21万円（消費税等相当額を含む）といたします。
- 検討料は以下の期限日までに、別途当社が指定する銀行口座に入金していただきます。振込手数料は事業者で負担してください。
優先順位上位プロジェクト：平成22年7月22日（木）
優先順位下位プロジェクト：平成22年11月18日（木）
なお、検討料が不要な場合がありますので、その場合に限り、当社からご連絡します。
（例）
 - ・ 低圧配電線へ連系する場合
 - ・ 平成21年度風力発電系統連系受付の事前検討結果の回答を得たプロジェクトと同内容の申込みで、かつ当社が再検討不要と判断した場合
- 期限日までに検討料の入金がなかった場合は、連系候補プロジェクトの選考の対象から除外します。
- 当社は、検討料の入金を確認した後、具体的な検討に入ります。検討は連系優先順位に準じて行います。
なお、入金いただいた検討料は、原則として返却いたしませんので、予めご了承ください。

(5) 事前検討結果の通知

- 事前検討結果は、以下の日を目途にお知らせします。
優先順位上位プロジェクト：平成22年10月27日（水）
優先順位下位プロジェクト：平成23年2月25日（金）
なお、上記期限日までに事前検討結果の通知ができない場合は、その理由、進捗状況及び回答時期の見込みを事前にお知らせします。
- 事前検討結果として、次の事項等をお知らせします。
 - ・ 必要となる設備工事の内容、所要工期、工事費負担金概算額
 - ・ 系統の安定運転、信頼度維持のために必要な風力発電事業者の設備（風力発電事業者の建設する連系設備を含む）仕様等

2 優先順位上位プロジェクトの代替案の協議及び検討

(1) 対象

- 優先順位上位プロジェクトについては、次のいずれかの条件に該当する場合にのみ、当社は代替案に関する協議に応じます。
 - ・ 事前検討の結果、連系不可または一部連系不可となった場合
 - ・ 事前検討の結果、連系点変更等によって、アクセス設備をより効率的に形成できる可能性がある」と当社が判断した場合
 - ・ 同じ系統に複数のプロジェクトがある場合で系統連系の時期等の調整が必要となった場合
 - ・ その他、当社が、事業計画の変更はやむを得ないと判断した場合
(経済性の追求等、事業者都合による事業計画の変更は含みません。)

なお、優先順位上位プロジェクトの事前検討期間中に、上記の条件を満たすことが判明した場合においては、当社と事業者で協議のうえ、事前検討を終了し代替案検討を行うことがあります。この場合、原則として検討料はいただきません。

(2) 申込方法

- 代替案に関する協議を申込み場合は、様式2「代替案協議申込書」に必要事項を記入し、当社風力受付窓口まで郵送(書留・レターパック)にてご提出ください。提出方法は郵送のみとし、申込締切日(平成22年11月4日(木))の消印有効とします。

なお、申込みがなかった場合は、代替案に関する協議、検討は受け付けません。
- 申込終了後、当社との協議により、代替案に関する検討を1ケースに限定します。
- 代替案協議後に代替案検討を希望する事業者は、様式3「代替案検討申込書」に必要事項を記入し、当社風力受付窓口まで郵送(書留・レターパック)にてご提出ください。提出方法は郵送のみとし、申込締切日(平成22年11月9日(火))の消印有効とします。
- 協議の結果、検討の諸元に変更があった場合は、代替案検討申込書の提出にあわせて風力連系申込書一式を再提出していただきます。なお、変更がなかった場合は、提出不要です。

(3) 検討料の支払い

- 代替案検討にあたっては検討料を別途いただきます。金額は、事前検討と同様、21万円(消費税等相当額を含む)といたします。
- 検討料は、平成22年11月9日(火)までに、別途当社が指定する銀行口座に入金していただきます。振込手数料は事業者で負担してください。
- 当社は、検討料の入金を確認した後、具体的な検討に入ります。
- 上記期限日までに検討料の入金がなかった場合は、事前検討の回答をもって検討終了といたします。

(4) 代替案検討結果の通知

- 代替案の検討結果の通知は、平成23年2月25日(金)を目途にお知らせします。

なお、上記期限日までに代替案検討結果の通知ができない場合は、その理由、進捗状況及び回答時期の見込みを事前にお知らせします。

また、検討の結果が、必ずしも連系可能、連系量増加または工事費負担金減額になるとは限りません。
- 代替案検討の結果として、次の事項等をお知らせします。
 - ・ 必要となる設備工事の内容、所要工期、工事費負担金概算額
 - ・ 系統の安定運転、信頼度維持のために必要な風力発電事業者の設備(風力発電事業者の建設する連系設備を含む)仕様等
- 代替案の検討は1回のみとし、代替案検討後の更なる代替案の検討は行いません。

3 契約意思の確認

- 当社は、事前検討結果及び代替案検討結果通知後、検討結果を受けた上での契約意思（契約締結の意思）について、確認を行います。
- 契約意思の確認方法は、次のとおりです。
 - ・ 契約締結を希望する場合、希望しない場合のいずれも、様式4「契約意思確認書」に必要事項を記入し、当社風力受付窓口まで郵送（書留・レターパック）にてご提出ください。提出方法は郵送のみとし、次に記載する契約意思確認書提出締切日の消印有効とします。

優先順位上位プロジェクト

- ・ 事前検討後の契約意思確認書提出締切日：平成22年11月9日（火）
（なお、代替案に関する協議を申込む場合は、契約意思確認書の提出は不要です。）
- ・ 代替案検討後の契約意思確認書提出締切日：平成23年3月11日（金）

優先順位下位プロジェクト

- ・ 事前検討後の契約意思確認書提出締切日：平成23年3月11日（金）

4 確約書の提出

- 「契約意思確認書」で契約締結を希望した事業者については、「契約意思確認書」提出時に、様式5「確約書」を合わせて提出していただきます。

(1) 確約書の主な内容

連系保証金の預託

- 「契約意思確認書」提出に合わせ、連系保証金として、出力2,000kW以上の場合は100万円、出力2,000kW未満の場合は20万円を、別途当社が指定する銀行口座に入金していただきます。連系保証金の入金がなかった場合は、連系候補プロジェクト選定の対象から除外します。振込手数料は事業者で負担してください。
- 当社は、「電力受給に関する基本契約書」（逆潮流なしの場合は「系統連系に関する基本契約書」とし、以下同様。）締結後の契約保証金を受領した時点で、すみやかに連系保証金を利息を付さずに返却いたします。
- 「電力受給に関する基本契約書」を締結せず辞退した場合、及び「電力受給に関する基本契約書」を締結したにもかかわらず契約保証金を支払わなかった場合は、原則として連系保証金を返却いたしません。なお、天災等の不可抗力を理由に辞退する場合で、当社がやむをえないと判断した場合は、連系保証金を利息を付さずに返却いたします。
- 「契約意思確認書」で契約締結を希望したものの、連系候補プロジェクトに選定されなかった事業者については、当社は連系保証金を利息を付さずに返却いたします。

申込権利の制限

- 電力受給を開始するまでに辞退した場合で、その辞退理由が事業者都合によるものと当社が判断した場合は、当該事業者に対し、今後、当社が実施する風力発電系統連系受付に2年間応募しないことを誓約していただきます。

5 選定方法

- 「 .4 確約書の提出」で確約書を提出されたプロジェクトを対象に、連系候補プロジェクトを選定します。

(1) 選定

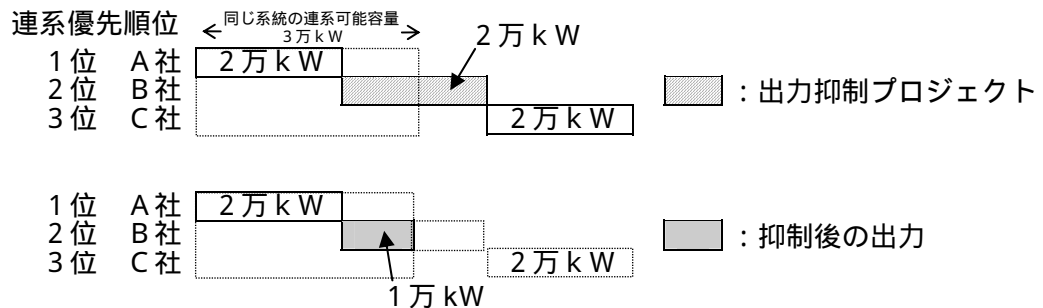
- 連系優先順位が最上位のプロジェクトから順次その出力を累計し、その累計が「 .1 申込資格」(3)の募集規模に達するまでのプロジェクトを連系候補プロジェクトとします。
- 「 .1 申込資格」(3)の募集規模に達する最後のプロジェクトについては、出力抑制は行いません。ただし、累計契約量が連系可能量100万kWを超える場合はこの限りではありません。

(2) 出力抑制がある場合の取扱い

- 事前検討結果及び代替案検討結果による技術的な制約がある場合は、出力を抑制していただきます。この場合、抑制後の出力に変更して、以降の手続きを行います。
- 同じ系統に複数の風力発電設備が連系する場合で、出力の合計がその系統の連系可能量を超える場合には、出力抑制を行うことがあります。この場合の取扱いは以下のとおりとします。
 - ・ 連系優先順位が上位のプロジェクトから出力を累計し、その累計値がその系統の連系可能量に達するプロジェクトを「出力抑制プロジェクト」といいます。

「出力抑制プロジェクト」には、当該プロジェクトまでの累計値がその系統の連系可能量以下となるように出力を抑制していただきます。

なお、当該プロジェクトが出力を抑制できない場合は、当該プロジェクトを連系候補プロジェクト選考から除外した上で上記の手続きを繰り返し、連系候補プロジェクト選考の対象を決定します。



- ・ 当該出力抑制プロジェクトの出力は、上記の抑制後の出力に変更して、以降の手続きを行います。

(3) 系統連系時期等の調整

- 同じ系統に複数のプロジェクトがある場合、優先順位が上位のプロジェクトが系統連系することを前提に事前検討及び代替案検討を行います。このため、上位のプロジェクトの申込み内容によっては、系統連系の時期等について調整を行うことがあります。

6 選定結果の通知

- 連系候補プロジェクトが決定した時点で、「 .4 確約書の提出」で確約書を提出された全プロジェクトに対し、選定されたか否かを個別に通知します。
- 上記の通知は平成23年3月下旬を予定しています。

契約者の決定

- 連系候補プロジェクトが決定した後、当社は連系候補プロジェクトを実施する事業者（以下「連系候補者」といいます。）と契約内容の調整を行い、合意に達した事業者を契約者と決定し、「電力受給に関する基本契約」を締結します。
- 契約者決定までに契約者の定格出力合計が募集規模に満たない場合は、当社は連系優先順位に従って、別途事前検討を追加実施することがあります。
- 電力受給に関する基本契約は、平成23年4月中旬を目途に締結していただきます。
- 契約者が決定した後、当社はその旨を速やかに公表します。
- 契約の協議が整わない場合は、連系候補者の資格を失います。

1 契約の要件

(1) 受給運用に関する要件

- 電力の品質維持及び保守面から給電指令に従っていただきます。当社設備の停電作業時及び事故時、並びに給電運用上必要な場合、発電設備を系統から解列していただくことがあります。なお、この場合、発電停止に伴う補償はいたしません。

(2) 系統連系に関する要件

- 本要領の「系統連系に関する事項」を遵守していただきます。

(3) 系統連系の事前検討結果を承諾

- 風力発電連系に関する事前検討結果（当社回答）を承諾していただきます。

(4) 受給電力量料金単価

- 「環境付加価値^(注)」と「電気」をあわせて当社へ販売される場合は、11.00円/kWh以下（消費税等相当額を除く）とし、協議により決定します。

（注）環境付加価値とは、平成15年4月1日より全面施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「RPS法」といいます。）及び、今後法令の新設または改正等によって発生するRPS法以外の環境付加価値のことをいいます。

- 「電気」のみを当社へ販売される場合は、当社が別途定める「新エネルギー等発電からの余剰電力購入のご案内」（平成22年5月11日現在4.00円/kWh（消費税等相当額を除く））によります。

(5) 受給契約期間

- 「環境付加価値」と「電気」をあわせて当社へ販売される場合は、電力受給開始日より17年間とします。
- 「電気」のみを当社へ販売される場合は、1年間とします。ただし、風力発電事業者または当社から異議の申出がなければ、受給契約期間をさらに1年間延伸するものとします。（受給開始日より最長17年間）

(6) 環境付加価値の帰属

- 環境付加価値の当社への帰属について、「電力受給に関する基本契約書」の内容に同意していただきます。

(7) 契約保証金の預託

- 「電力受給に関する基本契約書」締結後、契約保証金として、当該プロジェクトの定格出力（kW）に1kWあたり500円を乗じて得た金額を、当社に預託していただきます。契約保証金については、「電力受給に関する基本契約書」の内容に同意していただきます。

(8) その他

- 電気事業法、関係法令等を遵守していただきます。
- 必要な地元交渉、法手続、環境対策、設備の運転・保守等について、全ての責任を負っていただきます。
- 共同設備連系を選択される場合は、事業者間の調整や共同設備の保守等は各事業者の責任のうえで実施し、当社は共同設備連系に起因する損害については、責任を負わない旨、全事業者に同意していただきます。

2 主な契約書の種類

- 電力受給に関する基本契約書を締結後、契約者と契約内容を確認の上、電力受給契約書、アクセス設備工事申合せ書、給電運用申合せ書、及び風力アクセス設備の保守・運用に関する覚書を締結します。

電力受給に関する基本契約書

- ・ 契約者と風力発電からの電力購入についての基本合意として締結します。
- ・ 電力の受給、定格出力、電気方式、料金、電力受給開始日、受給契約期間、契約保証金、契約の解除、工事費負担金等について取り決めます。

電力受給契約書（逆潮流なしの場合は、不要です。）

- ・ 当該風力発電設備で発生する電力を、当社に対して継続的に供給し、当社がその供給を受けることについての必要事項を定めます。
- ・ 電力受給に関する基本契約書の内容に加え、連系にかかる措置、受給電力量の計量及び算定、料金の支払い、契約有効期間満了後の取扱い等について取り決めます。

アクセス設備工事申合せ書（特別高圧連系のみ）

- ・ 電力受給に関する基本契約書及び電力受給契約書に付帯して、当該風力発電設備が当社の系統に連系するために必要となる設備の建設についての必要事項を定めます。
- ・ アクセス設備の工事概要、工事範囲及び工事分担、工事期限等について取り決めます。

給電運用申合せ書

- ・ 電力受給契約書に付帯して、当該風力発電設備及び電力系統設備に関する給電運用を円滑に行うための必要事項（系統操作及び事故時の処置、停止作業の計画・実施、連絡ルート等）について、受給開始までに取り決めます。

風力アクセス設備の保守・運用に関する覚書

- ・ 必要に応じて、風力アクセス設備の保守・運用に関する細部についての必要事項を定めます。

- その他、電力需給契約書、工事費負担金契約書、発電設備系統連系サービス契約書等を締結します。

3 電力受給に関する基本契約書の主な内容

(1) 料金

- 当社が支払う料金は、電力量料金と消費税等相当額の合計とします。
なお、事業税を加算して支払うことはありません。
- 電力量料金は、受給電力量に電力量料金単価を乗じたものとします。

(2) 環境に関する付加価値の帰属

当社へ環境付加価値を販売される場合

- 風力発電事業者は、R P S 法に係る設備認定を受給開始日までに遅滞なく受けていただきます。
- 風力発電事業者から当社に供給される電力に含まれる R P S 法に定める新エネルギー等電気相当量は、受給契約期間を通して全て当社に帰属するものとします。
- 今後、法令の新設または改正等によって風力発電事業者が前項に定める以外の環境付加価値に関する権利を取得することとなった場合、この権利は、受給契約期間を通して全て当社に帰属するものとします。
なお、風力発電事業者は、環境付加価値に関する権利を当社に帰属させるために必要な手続を行うものとします。
- 新エネルギー等電気相当量及び前項に定める権利の対価は、電力量料金に含まれるものとします。
- 風力発電事業者は、新エネルギー等電気相当量記録のために必要となる同意書等、当社が R P S 法上必要とするものを、当社の求めに応じ速やかに当社に提出するものとします。

当社へ「電気」のみを販売される場合

- 今後、法令の新設または改正等によって風力発電事業者が R P S 法に定める新エネルギー等電気相当量以外の環境付加価値に関する権利を取得することとなった場合は、まず当社が当該権利の帰属について風力発電事業者と協議できるものとします。

(3) 電力受給開始日の変更

- 風力発電事業者または当社が電力受給開始日を変更する必要がある場合で、双方の協議が整ったときは、平成27年3月31日までの期間に限り、電力受給開始日を変更することができます。
- 風力発電事業者と当社のいずれか一方が、天災等の不可抗力により電力受給開始日を変更する必要が生じた場合は、平成28年3月31日までの期間に限り電力受給開始日を変更することができます。

(4) 契約の有効期間

- 契約締結日から電力受給開始後の契約保証金返還の日までとします。

(5) 契約保証金

- この契約締結後、風力発電事業者は、当社に対し、次の契約保証金を預託するものとします。ただし、金融機関もしくは当社が特に認めた法人による当社への支払い保証がある場合には、連帯保証を示す書面（以下「契約保証書」という。）の提出により、契約保証金の預託に代えることができるものとします。
 - ・ 契約保証金額：当該プロジェクトの定格出力（kW）に1kWあたり500円を乗じて得た金額
- 当社に対する契約保証金の預託または契約保証書の提出は、この契約の締結日の翌月応当日の前日（以下「期限日」という。）までに行うものとします。
- 契約保証金の預託または契約保証書の提出が、期限日までに行われなかった場合、当社は、この契約の解除を行うことができるものとします。
- 当社は、預託を受けた契約保証金を、原則として受給開始後3か月以内に利息を付さずに風力発電事業者に返還します。
- 当社は、提出を受けた契約保証書を、原則として受給開始後すみやかに風力発電事業者に返還します。受給開始前にこの契約の解除が行われる場合には、当社は契約解除後すみやかに、契約保証書を返還します。ただし、契約の解除により風力発電事業者が当社に対して補償金を支払うべきときは、その補償金の支払いが行われるのと引き換えに、当社は風力発電事業者に対し契約保証書を返還します。

(6) 契約の解除

- 風力発電事業者または当社がこの契約を解除する場合、原則として両者の合意がなければ契約の解除はできないものとします。
- 風力発電事業者または当社は、その相手方がこの契約に違反した場合および工事費負担金契約等に違反した場合には、その契約に違反した相手方に文書をもってその改善を求めるものとし、文書が相手方に到達してから30日を経過しても、その相手方がその求めに応じて改善しないときは、両者の合意によらず、この契約の解除を行うことができるものとします。
- 風力発電事業者が、平成25年1月末までに当社に着工届を提出しない場合や電力受給開始日までに電力が受給されないと当社が認める場合は、当社は何らの催告なくこの契約を解除することができるものとします。ただし、法令または条例により、環境アセスメントが義務付けられている場合は、当社との協議により環境アセスメント期間相当の着工期限、運用開始期限を延伸できるものとします。
- 手形または小切手の不渡り、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分、競売開始、会社更生または民事再生もしくは破産の申立など、風力発電事業者または当社の財産状態に対する信頼が損なわれた場合には、風力発電事業者または当社は、相手方に対して何らの催告なくこの契約を解除することができるものとします。

- この契約を解除する場合の取扱いは、(7)損害賠償にかかわらず、次のとおりとし、その他の一切の請求を行わないものとします。

当社の責めとならざる事由による場合

- ・天災等の不可抗力による場合を除き、当社は預託を受けた契約保証金を補償金として受領し、風力発電事業者へ返還しないものとします。ただし、風力発電事業者が契約保証金の預託に代えて契約保証書の提出を行った場合は、契約の解除後すみやかに、風力発電事業者は契約保証金と同額を補償金として当社に支払うこととします。
- ・当社の供給設備の撤去費用等が発生する場合、その所要額を風力発電事業者は当社に支払うこととします。

当社の責めとなる事由による場合

契約保証金の預託を受けている場合は、当社は、契約の解除後すみやかに、預託を受けた契約保証金を風力発電事業者に返還するとともに、風力発電事業者の逸失利益を除く実損失額を風力発電事業者に支払います。ただし、契約保証金の預託に代えて契約保証書の提出を受けている場合は、当社は、契約の解除後すみやかに、契約保証書を返還するとともに、風力発電事業者の逸失利益を除く実損失額を風力発電事業者に支払います。

(7) 損害賠償

- 風力発電事業者または当社がこの契約に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った損害を賠償するものとします。ただし、風力発電事業者または当社がその責めに帰すべきでないことを証明した場合は、この限りではありません。
- 風力発電事業者または当社が故意または過失によって第三者に損害を与えた場合には、第三者が被った損害をその損害を与えた事業者が賠償するものとします。

(8) 契約の承継

- 風力発電事業者および当社は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対してこの契約に基づく権利または義務を譲渡または承継させてはならないものとします。
- 風力発電事業者もしくは当社が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けた上で、この契約をその承継者に承継させるものとします。

(9) 試運転の取扱い

- 試運転期間中の発生電力については、当社が無償で引取るものとします。
- 試運転期間中の環境付加価値については、風力発電事業者に帰属するものとします。

4 電力受給契約書の主な内容

電力受給に関する基本契約書と重複する内容については省略します。

(1) 電力受給開始日

- 電力受給開始日は、風力発電事業者が行う使用前自主検査終了の翌日とします。

(2) 連系にかかる措置

- 風力発電事業者は、系統連系に関し、当社の供給信頼度および電力品質に悪影響を及ぼさないものとします。
- 前項に反し、風力発電事業者が当社の供給信頼度および電力品質に悪影響を及ぼす場合または悪影響を及ぼすおそれがあると当社が判断する場合は、当社は、ただちに電力の受電を停止し、風力発電事業者の負担でその改善に必要な措置を講ずるよう求めることができるものとします。

なお、当社の受電停止により風力発電事業者に損害が発生しても、当社は賠償の責めを負わないものとします。

- 風力発電事業者は当社から前項の申し出があったときは、これに応じるものとし、当社は風力発電事業者の改善措置が完了し、当社の供給信頼度および電力品質に悪影響を及ぼさないと確認した後に風力発電事業者からの電力の受電を再開します。

(3) 電気工作物の変更

- 風力発電事業者の電気工作物に変更がある場合は、風力発電事業者は、あらかじめ当社へ通知し、当社の了解を得るものとします。
- 風力発電事業者の電気工作物の変更に伴い、当社の電気工作物に変更が生じた場合は、当社の電気工作物の変更に必要な費用については、風力発電事業者が負担するものとします。

(4) 契約の有効期間

- 「環境付加価値」と「電気」をあわせて当社へ販売される場合は、契約締結日から、電力受給開始の日以降17年目の日までとします。
- 「電気」のみを当社へ販売される場合は、契約締結日から、電力受給開始の日以降1年目の日までとします。ただし、風力発電事業者または当社から異議の申出がなければ、契約期間をさらに1年間延伸します。(電力受給開始日から最長17年間)

(5) 契約有効期間満了後の取扱い

- 風力発電事業者または当社が、契約有効期間満了日の1年前までに文書により契約の延伸を申し出た場合は、相手方の申出に応じて協議します。

(6) 設備の撤去

- 契約が終了したときなど、この契約にもとづく電力受給のために当社が設置した電気設備が不要となった場合には、風力発電事業者の負担により当社がその設備を撤去するものとします。

(7) 契約の解除

- 次のいずれかに該当する場合には、風力発電事業者または当社は、相手方に対して何らの催告なくこの契約を解除することができます。

風力発電事業者または当社が2年を超えて電力の受給を中断したとき

手形または小切手の不渡り、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分、競売開始、会社更生または民事再生もしくは破産の申立など、風力発電事業者または当社の財産状態に対する信頼が損なわれたとき

5 アクセス設備工事申合せ書の主な内容

- (1) 工事範囲及び工事分担
 - 風力発電事業者及び当社が実施するそれぞれの工事範囲と費用分担を取り決めます。
 - 具体的設計は、工事範囲についてそれぞれ実施する調査測量後、協議の上取り決めます。
- (2) 工事工程・進捗の協議
 - 工事が安全かつ効率的に進むよう、工事工程について協議するものとします。
 - 双方の工事進捗状況について、必要に応じ報告するものとします。
- (3) 工事期限
 - アクセス設備の工事を完了する期限を取り決めます。

6 給電運用申合せ書の主な内容

- (1) 電力受給上の協力
 - 電力受給及び関連電力系統の運用にあたっては、相互に誠意をもって協力するものとします。
- (2) 停止作業の計画・実施
 - 関連電力系統の停止作業は、事前の調整の上、相互に了解を得て行うものとします。
- (3) 系統操作
 - 平常時の系統操作及び事故時の処置については、相互に緊密な連絡をとって行うものとします。
- (4) その他
 - 当社との系統操作等に関する連絡ルート、電圧運用、保護装置や通信施設の運用方法、データの記録等を協議します。

7 風力アクセス設備の保守・管理の運用に関する覚書の主な内容

- (1) 設備の保守・管理
 - 設備の保守・管理は、各々に定められた保守・管理に関する規程等に基づき、実施するものとします。
- (2) 事故時の処理
 - 事故発生時において事故点不明の場合には、相互に連絡し合い事故点の早期発見に努めるものとし、事故復旧は事故点設備保有者の責任において行うものとします。

8 工事費負担金の取扱い

- 風力発電設備の当社系統への連系に伴い、当社が建設・施工する電力設備の工事費については、全額を風力発電事業者に負担していただきます。ただし、事業目的でない風力発電設備の場合は、当社電気供給約款または特定規模需要標準供給条件の定めるところにより、風力発電事業者に負担していただきます。
- 同一系統内の複数事業者の対策として、当社発電所等に電圧変動対策設備を設置する場合、連系優先順位に従って、各事業者が連系するのに必要な設備容量により按分した工事費を各事業者負担していただきます。

なお、事業者の辞退等により事前検討及び代替案検討の前提条件が変更になった場合は、回答した工事費負担金から大幅に増減する場合があります。その場合は、変更後の条件に基づいて算定した工事費負担金を連系希望事業者負担していただきます。

- 風力発電事業者と電力受給に関する基本契約を締結後、当社は調査、測量等に着手し、測量設計完了後、工事費負担金契約書を作成します。

なお、工事実施段階で、事前検討結果（当社回答）及び代替案検討結果（当社回答）の中で回答した工事費負担金から増減が生じる場合があります。

特に、同じ系統に複数のプロジェクトが存在する場合で、連系優先順位が上位のプロジェクトが辞退した場合等で、事前検討及び代替案検討の前提条件が変更になった場合は、回答した工事費負担金から大幅に増減する場合があります。

- 当社は工事費負担金の入金確認後、工事に着手します。
- 工事費負担金は工事完成後、精算します。ただし、工事費負担金の変更に伴う受給電力量料金単価の変更は行いません。
- 電力受給に関する基本契約または電力受給契約を解除した場合は、解除までに要した当社工事費の実費を風力発電事業者負担していただきます。
- 連系に伴い発生した工事費負担金（平均実績）を参考に例示します。

〔特別高圧系統〕

- ・約7千万円（特殊な保護装置等が必要な場合を除く）

〔高圧系統〕

- ・約2千万円

数値は、これまでの平均的なレベルを示すもので、プロジェクト毎の個別の技術検討の結果によっては、大きく変動することがあります。

既契約のプロジェクトが辞退した場合等の再検討の取扱い

- 既契約のプロジェクトが辞退した場合等、同一系統に連系する既契約または「 . 4 確約書の提出」で確約書を提出済のプロジェクトについては、再検討によって連系に必要な電圧変動対策を軽減できる可能性が生じます。この場合で、かつ風力発電事業者が希望される場合には、有料で再検討を実施します。

なお、技術的な制約がある場合等で出力を抑制しているプロジェクトについては、再検討の実施による抑制解除は行いません。

- 検討料は、事前検討と同様、21万円（消費税等相当額を含む）とし、検討期間についても、事前検討に準じ、3か月といたします。

なお、検討の結果、電圧変動対策を軽減できない場合についても、検討料は返却いたしませんので予めご了承ください。

- 再検討の具体的なフローは以下のとおりです。

項目	内容	対応窓口
1．再検討の要否確認	既契約のプロジェクトが辞退した場合等、再検討によって連系に必要な電圧変動対策を軽減できる可能性が生ずる風力発電事業者へ再検討を希望されるかどうかの確認の連絡をさせていただきます。	本店 営業部 電力購入グループ
2．再検討申込書の提出	希望される場合、当社が指定する締切までに再検討申込書の提出を行っていただきます。（様式6）	
3．検討料の入金	当社が指定する締切までに、検討料を入金していただきます。	本店 工務部 設備計画グループ 本店 配電部 配電自動化グループ
4．再検討の実施	各プロジェクトの管轄支店で再検討を実施します。	
5．再検討結果回答	電圧変動対策等の再検討結果を回答します（検討料の入金日から3か月以内）	本店 営業部 電力購入グループ

その他

その他

- 計量器及び計器用変成器等は、風力発電事業者に設置していただきます。
また、当社販売用計量器は風力発電事業者の計器用変成器に施設します。
- 系統運用上必要となる情報（風力発電の有効電力など）が収集できるよう給電情報伝送装置（テレメータなど）を設置していただく場合があります。

風況実観測データにおける観測地点の条件について

1. 風況実観測地点の条件

〔観測地点の条件〕

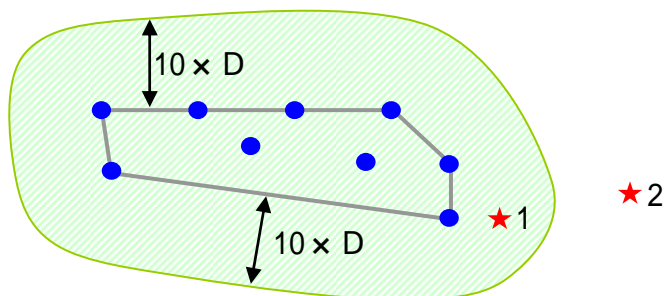
単機の場合には、風車の設置候補地点とします。複数機の場合には、当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とします。

具体的には、発電所エリアのうち外側の風車設置地点を結んだ直線から「設置予定風車のロータ直径の10倍」の範囲とします。

【例】

●：風車
★：観測地点
D：ローター直径

★1：範囲内（可）
★2：範囲外（不可）



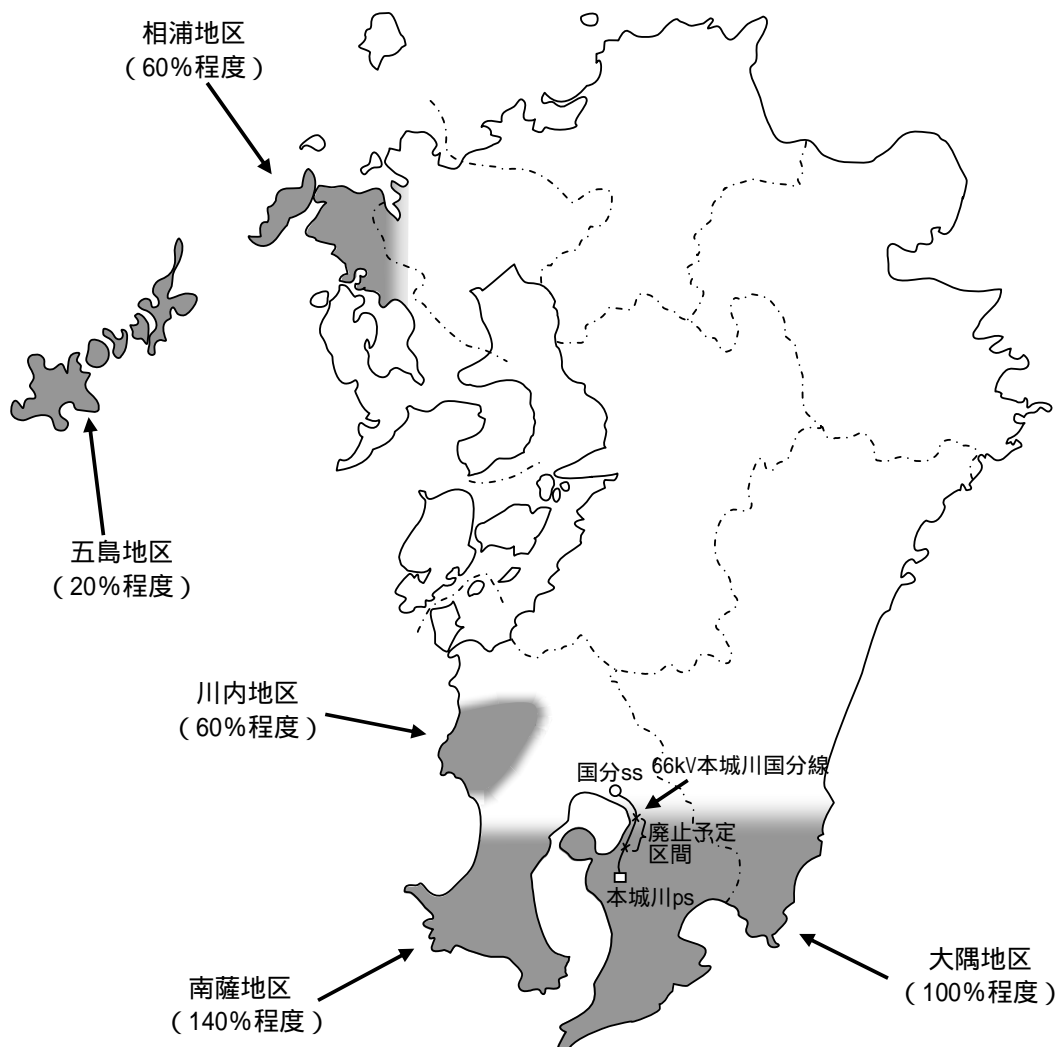
2. その他風況実観測における要件

その他、風況実観測に関しては、以下の要件を満たしていただきます。なお、要件を満たさないプロジェクトにつきましては、失格といたします。

- (1) 最低1年間の実観測データに基づくこと。
- (2) 風況調査における年間の観測データ類（月単位の平均風速・風向出現率〔風配置〕）を記録すること。
- (3) NEDO等のデータを用いている場合においても、使用したデータの地点が「1. 風況実観測地点の条件」を満たすこと。

需給契約電力 受給最大電力となる風力発電設備又は20kW未満の風力発電設備については、風況の実観測データの提出は不要とします。

電圧変動対策（SVC装置）が必要となる可能性が高い地域、送電線の容量制約のある系統
（特別高圧系統）



(1) 電圧変動対策

■のエリアは既に連系が決まっている風力事業者による電圧変動が限界に近い状況となっており、新たに風力発電を連系する場合には、電圧変動対策が必要となる可能性が非常に高くなります。また、電圧変動対策を実施しても連系できる発電機数が制限される可能性もあります。（連系できない場合を含む）

なお、これまでの検討実績より、南薩地区・大隅地区は、当社発電所等での対策が必要となる可能性が非常に高くなります。

（ ）は、エリア内で検討した電圧変動対策装置の容量（発電設備容量に対する容量比率）。ただし、上記容量は増加する可能性があります。

（参考）電圧変動対策装置（SVC）設置費用

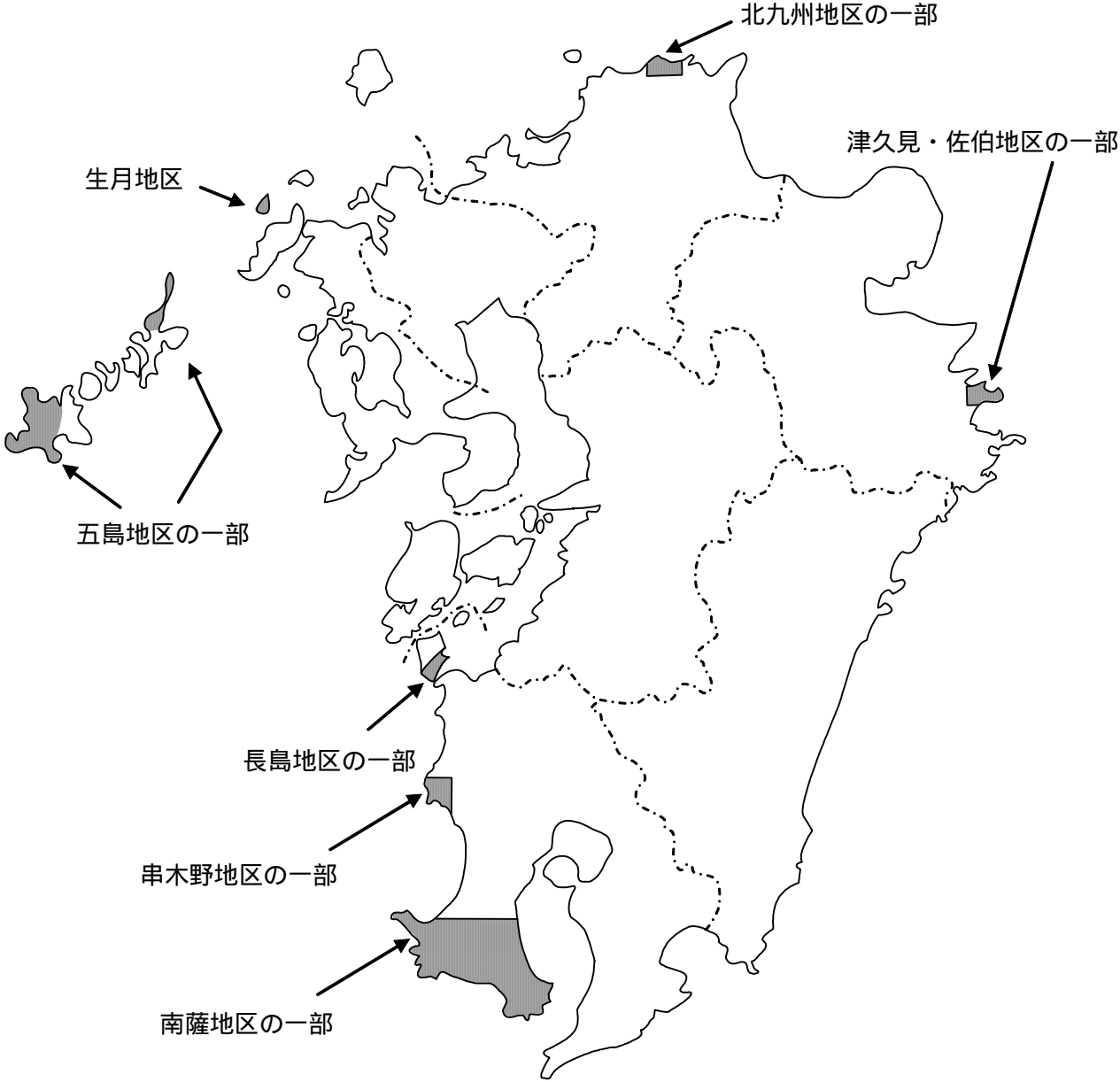
容量 [kVA]	設置費用
-5,000 ~ 5,000	6億円程度
-10,000 ~ 10,000	7億円程度

メーカー概算価格（開閉器は含まず）

(2) 送電線の容量制約

66kV本城川国分線は、風力連系により送電線容量が限界に達していることから、アクセス設備の建設だけでなく、同線路の増強（風力事業者負担）が必要となります。また、同線路の一部については廃止予定であることから、連系を希望される場合は、別途当社風力受付窓口にお問い合わせください。

発電機出力抑制が必要となる可能性が非常に高い系統
(高圧系統)



■ のエリア内に風力発電を新規に高圧系統に連系する場合は、
発電機出力の抑制が必要となる可能性が非常に高くなります。

別プロジェクトとの敷地重複のガイドライン

1 重複時の取扱い

事前審査により重複が判明した場合、以下のとおりの取扱いとします。

- (1) 事前審査の結果、敷地が重複していると当社が判断した場合、対象事業者に対し、重複エリア及び当エリアの他の申込事業者名を通知します。
- (2) 重複エリアについては、当該年度の連系優先順位決定会における抽選結果により、上位プロジェクトが権利を得るものとし、下位プロジェクトについては、重複エリアにかかる風車は無効とします。また、一般枠、地域枠、研究・教育枠の別枠のプロジェクトにおいて重複がある場合の優先順位は、地域枠、一般枠、研究教育枠の順とします。
- (3) 上記(2)の下位プロジェクトについては、風車位置・風車機種の変更は認めず、重複していないエリアのみの権利を有するものとし、ます。
- (4) 上記(2)の下位プロジェクトについては、重複していないエリアのみに変更した申込資料一式を再提出することとし、提出がない場合は失格とします。

2 . 重複エリアの判定基準

〔重複判定の当社基準〕

「設置予定風車のロータ直径の10倍の範囲」のエリアをプロジェクトエリアとし、そのエリアに別事業者のプロジェクトエリアがかかる場合、重複と判定します。

D: 事業者 A の風車ロータの直径

d 事業者 B の風車ロータの直径

鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについての取扱い

「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が制定(平成22年4月1日施行)されたことを受け、鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトを申込される場合の取扱いを以下のとおりとします。

1. 取扱い

- 鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについては、風力連系申込書提出時に鹿児島県から適合と判断された通知(以下「適合通知」という)(写)を併せて提出していただきます。提出がない場合は、事前審査で失格といたします。

2. 平成22年度の暫定措置

- 平成22年度風力発電系統連系受付においては、ガイドラインが施行された4月から「風力連系申込書」の提出締切までの期間が短いことから、1によらず以下のとおり取扱うこととします。
 - ・ 平成22年6月23日までに「協議書」(写)(鹿児島県に提出したものの写)を提出していただきます。提出がない場合は、失格といたします。
 - ・ 平成22年11月9日(優先順位上位プロジェクトの契約意思確認書提出期限)までに「適合通知」(写)を提出していただきます。提出がない場合は、失格といたします。

(参考)「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」の概要

目的	・ 鹿児島県内における風力発電施設の建設等に当たって事業者が遵守すべき基準や調整手順を示し、景観上の影響を未然に防止することを目的として、ガイドラインを制定。
対象	・ 出力規模の合計が1,000kW以上の風力発電施設
基準	・ 風力発電施設の建設地の選定に当たり、事業者は、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮。 ・ 風力発電施設の建設等に当たり、事業者は、主要な眺望景観、地域固有の景観を阻害しないよう配慮。また、周囲の景観との調和を図り、山の稜線を乱さないよう留意。
手続	・ 事業者は、風力発電施設の建設等に当たり、鹿児島県に協議書を提出のうえ、景観上の影響予測について協議。 ・ 鹿児島県は、基準への適合性を審査のうえ、審査結果を事業者へ通知。

1 詳細については、鹿児島県のホームページをご参照ください。

(<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/chiki/keisei/torikumi/keikangaidorain.html>)

2 ガイドラインの内容に関するお問合せについては、以下までお願いいたします。

(お問合せ先)

鹿児島県企画部地域政策課地域振興係

電話番号：099 - 286 - 2428

メールアドレス：rdpcs@pref.kagoshima.lg.jp

平成 年 月 日

事前検討申込書

九州電力株式会社
代表取締役社長 眞部 利應 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

貴社の平成22年度風力発電系統連系受付について、下記のとおり希望します。

記

受付番号（本選順位）	（ ）
事前検討の意思確認	事前検討を希望する ・ 事前検討を希望しません （いずれかを で囲む）
発電所名	
発電所所在地	
運用開始希望日 （連系希望日）	平成 年 月 日 （平成 年 月 日）
目 的	事 業 目 的 ・ 事業目的でない （いずれかを で囲む）
定格出力計（内訳）	kW（ kW × 基）
連 絡 先	住所 氏名 電話 FAX e-mail

検討料の入金は、事前検討対象プロジェクトの通知結果を確認後に行ってください。

以 上

（備考）

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

平成 年 月 日

代替案協議申込書

九州電力株式会社

代表取締役社長 眞部 利應 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

貴社の風力発電連系事前検討結果を受け、代替案による事前検討申込みに関する協議を申込みます。

記

受付番号（本選順位）	()
発電所名	
発電所所在地	
連系申込出力計（内訳）	k W (kW × 基)
連絡先	住所 氏名 電話 FAX

以上

（備考）

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズとしてください。

平成 年 月 日

代替案検討申込書

九州電力株式会社

代表取締役社長 眞部 利應 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

貴社の風力発電連系事前検討結果及び代替案の協議結果を受け、代替案による事前検討を申込みます。

記

受付番号（本選順位）	()
発電所名	
発電所所在地	
連系申込出力計（内訳）	k W (kW × 基)
連絡先	住所 氏名 電話 FAX

以上

（備考）

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズとしてください。

平成 年 月 日

契約意思確認書

九州電力株式会社
代表取締役社長 眞部 利應 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

貴社の風力発電連系事前検討結果に同意し、下記のとおり希望します。

記

受付番号（本選順位）	（ ）
契約の意思確認	<p>契約を希望します 契約を希望しません</p> <p>（いずれかを 印で囲む）</p>
発電所名	
発電所所在地	
連系出力計（内 訳） ^(注)	k W (kW × 基)
連絡先	<p>住所</p> <p>氏名 電話</p> <p style="text-align: right;">FAX</p>

（注）・「契約の意思確認」で「契約を希望します」を選択した場合のみ記入のこと。

以 上

（備 考）

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズとしてください。

確 約 書

平成 年 月 日

九州電力株式会社
代表取締役社長 眞部 利應 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

(風力発電事業会社として、共同出資を予定している出資者、含む、以下、「甲」という。)は、平成22年5月11日に九州電力株式会社(以下、「乙」という。)が公表した「平成22年度風力発電系統連系受付要領」に基づき、下記事項を遵守することを確約します。

記

1 甲は、「契約意思確認書」提出にあたって、次の連系保証金を、乙が予め指定した口座に振り込むことによって、乙に預託します。

なお、預託した連系保証金の利息については、無利子であることに同意します。

連系保証金 〔 出力2,000kW以上の場合：100万円 出力2,000kW未満の場合：20万円 〕	万円
--	----

2 甲は、「契約意思確認書」提出日以降に、事業実現が困難となる状況が発生し、辞退せざるを得ない状況が発生した場合には、乙に文書をもって速やかにその旨報告します。

3 甲は、天災等の不可抗力以外の理由で、「電力受給に関する基本契約書」(逆潮流なしの場合は、「系統連系に関する基本契約書」とし、以下同様。)を締結する前に辞退した場合は、連系保証金の返還を受けません。

なお、「電力受給に関する基本契約書」締結後の契約保証金を預託する前に辞退した場合においても、甲は連系保証金の返還を受けません。

4 甲は、甲の都合による理由で、電力受給を開始するまでに辞退した場合は、辞退届の提出以降、乙が実施する風力発電系統連系受付には2年間応募いたしません。

以 上

平成 年 月 日

再 検 討 申 込 書

九州電力株式会社

代表取締役社長 眞部 利應 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

貴社の風力発電系統連系受付要領に基づき、事前検討の再検討を申込みます。

記

事業者名	(年度申込受付分)
発電所名	
発電所所在地	
連系申込出力計 (内訳)	k W (kW × 基)
連絡先	住所 氏名 電話 FAX

以 上

(備 考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズとしてください。